下田税務署から所得税の確定申告等についてのお知らせ

問合せ先 下田税務署 公20185 (代表) ※自動音声案内

●令和6年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅からの e-Tax 申告」を是非ご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Tax による送信ができます。なお、マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告する際、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力可能となり、より簡単・便利に手続きを行うことができます(給与所得の源泉徴収票は、お勤め先から税務署に源泉徴収票が e-Tax で提出されている場合に限ります)。

詳細は、国税庁ホームページにおいて動画でご案内しています。下記二次元コードからご参照ください。

●確定申告会場へ来場される場合は、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。

「入場整理券」は、確定申告会場での配布、または、LINE アプリを使ったオンラインによる事前発行の2つの方法で配布しています(入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります)。





国税庁LINE公式アカウント INE公式アカウント INE公式アカウント

区分	>	所得税の確定申告等	無料税務相談所	
お知らせ	せ	確定申告期間中は、下田税務署では	下記のとおり無料税務相談所を開設します。	
概要	要	申告相談を行っていません。	一日のこの)無行処物で成りを開放しより。	
日 程	铝	2月17日(月)~3月17日(月)	2月19日(水)~2月21日(金)	
	*	※土日祝除く	2717日(水) 27121日(亚)	
開設時間	明	9時~ 17時(受付終了:16時)	9時30分~12時、13時~16時	
IMI DX "TI	ĦJ	(注)入場には「 <mark>入場整理券</mark> 」が必要です。	(注)入場には「入場整理券」が必要です。	
会場	坦	下田市民スポーツセンター(サンワーク下田) 下田市敷根 761		
A	<i>>7</i> 73	第一会議室、第二会議室	第二会議室	
		・令和6年分の収入(所得)を証明する書類等(給与所得、公的年金等の源泉徴収票等)		
		・事業、不動産所得のある方は、収入及び経費が分かる帳簿や書類等(収支内訳書又は青色申告決		
		算書はご自宅で事前作成をお願いします)		
		・各種控除証明書、領収書等(医療費控除の明細書はご自宅で事前作成をお願いします)		
持ち物	ו תכי	・本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの ・スマートフォン		
		・スマートフォン ・マイナンバーカード		
		・マイナンバーカート ・マイナンバーカードの発行時に設定した以下のパスワード		
		①署名用電子証明書(英数字6桁~16桁)		
		②利用者証明用電子証明書(数字 4 桁)		
	/1h	確定申告会場では、基本的にはご自身でマイナンバーカードを利用したスマホ申告をしていただき		
2 0 4		 ますので、事前にマイナポータルアプリをインストールすると申告書の作成がスムーズに行えます。		
そのfl	면	「署名用電子証明書」、「利用者証明用電子証明書」のパスワードについてご不明な場合は、各自		
		治体窓口にお問合せください。		
申告と		所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は、3月 17 日(月)です。		
納税の期	限	消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は3	月 31 日(月)です。	

市県民税申告についての「大切な」お知らせ

問合せ先 税務課市民税係 (東本郷庁舎窓口9) ☎22218

令和7年度(令和6年分) 市県民税申告相談日程				
申告期間	申告期間 2月17日(月)~3月17日(月)※土日祝除〈			
受付時間	受付時間 9時30分~11時30分、13時~15時30分 ※事前にウェブ予約又は電話予約をお願いします。			
申告会場	市役所河内庁舎 階 多目的室 ※今回から、東本郷庁舎では申告相談はできません。又、 所得税の確定申告の受付はできません。			



【今年度からの変更点】

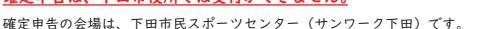


申告会場について

申告会場が**市役所河内庁舎 | 階多目的室に変更**となります (東本郷庁舎では申告相談はできません。)。

所得税の確定申告について

確定申告は、下田市役所では受付ができません。





【事前予約について】

会場の混雑緩和のため、インターネット上のウェブ予約と電話予約を行います。申告相談を受ける場合は、 予約が必要となりますので、希望日の4日前までに事前の予約をお願いします。

①ウェブ予



2月3日(月) ~3月13日(木)まで



2 電話

A22218

※平日9時~17時まで2月10日(月)~3月13日(木)まで

【市県民税の申告用紙について】

市県民税の申告用紙は、昨年申告された方、昨年中に転入された方へ I 月下旬に郵送予定です。 市県民税の申告書は、ご自身で記入して郵送により市役所に提出することができます。

- 5 - 広報しもだ 2025.| 月号